

西目小学校いじめ防止基本方針

【令和6年4月改訂】

【いじめに対する基本的な考え】

**絶対に見逃しません！絶対にはやしません！絶対に守ります！
～苦しむ被害者・加害者、保護者をつくらないために～**

- ・子ども基本法及びいじめ防止対策推進法の理解を図る
- ・全職員のアンテナを高くいじめの芽を見逃さない
- ・一人一人を尊重する人権意識を高める

【いじめ防止対策委員会】

- ・毎月の職員会議と年3回の子どもを語る会で全職員で行う。
- ・ケースに応じて、全職員・PTA・専門機関をメンバーとする。

【いじめの未然防止】

- ・「楽しい授業・分かる授業」に努め、自信を育てる。
- ・一人一人に活躍の場を与えるとともに、互いを認める学級や集団づくりをし、自己肯定感を高める。
- ・自分のことを話す力を育て、それを引き出せるようにする。
- ・子どもの生活（朝の教室、休み時間、清掃時間、キピー放課後教室、スポ少での人間関係等）を複数の目で見て情報交換し、共通の指導を行う。
- ・いじめ未然防止の取組計画を作成する。
（いつ・どんな目的で・どの教科等で・どんな行事で）
- ・校内で生活アンケートを取る。～いじめ、いじめの芽の発見～
- ・Q-U調査を実施する。～自覚化への活用～
- ・情報モラル教育を推進し、情報ツールの活用について適切な指導を行う。
- ・スポ少親の会との共通理解を図る。
- ・保護者啓発に努める。～PTAや校報で取り上げる～

【早期発見】

- ・子どもの生活（朝の教室、休み時間、清掃時間、キピー放課後教室、スポ少での人間関係等）を複数の目で見て情報交換し、アンテナにかすった事柄を検討する。
- ・いじめの有無を明らかにし、誰がどんな役割を果たすか決定する。観察は継続する。
- ・校内でアンケートを取り、面談を行う。
- ・生活アンケートやQ-U調査を活用する。
- ・市の学校生活アンケートを活用し、必要に応じて面談する。

【いじめに対する措置】

- ・被害児童を守る体制を組織する。（登下校時、授業時、休み時間、空白の時間等）
- ・被害児童、加害児童のカウンセリングをする。
- ・被害児童の保護者に実態を伝え、思いと希望を聞き、それに応える。
- ・加害児童の保護者にも事実を伝え、今後の指導方針を共有する。
- ・いじめが起こっている集団への指導をする。
- ・PTA等への説明を行う。

【保護者や地域との連携】

- ・「連絡帳よりは電話」、「電話よりは訪問」という考え方のもと、同じ席について話し合っていく。
- ・地域から声を届けてもらう機会や方法を工夫する。

【関係諸機関との連携】

- ・由利本荘市教育委員会学校教育課へ連絡をし、適切な関係機関と連携し、具体的に対応する。
（広域カウンセラー、児童相談所等）
- ・必要に応じ警察との連携も図る。